

# 年末特別企画

## 2024年ニュース振り返り

2024年にあった外国人雇用に関するニュースを一覧形式にまとめました。

### 特定技能

- 特定技能に「自動車運送業」「林業」等の4分野が対象職種に新追加へ
- 特定技能への移行のための暫定的ビザの期間が延長
- 特定技能ビザで働く外国人、25万人を突破。過去最多更新（2024年6月末時点）
- 特定技能の製造業の名称が一新、「工業製品製造業分野」へ。受入れ可能職種も多数追加
- 訪問介護の業務が、特定技能の介護職で可能に？厚労省の検討
- 政府が特定技能の受入れを今後5年間で80万人増加に試算
- 特定技能「飲食料品製造業分野」、スーパーのバックヤード業務が可能に
- タキジスタンと特定技能受け入れ協定締結
- 小売業界最大手イオングループが、特定技能ビザの外国人従業員を2030年までに4000人受け入れ。
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」改訂。政府、外国人の日本語能力向上の取り組みを注力する方針
- 特定技能のドライバー職に就きやすくなるように、第二種運転免許試験の学科試験が多言語対応へ

### 技能実習制度

- ネパールからの実習生受け入れは現地政府公認の送出し機関限定に
- 技能実習制度が廃止へ、それに代わる新制度「育成就労制度」が2027年までに実現へ
- 技能実習制度の運用要領が一部改定（4月11日）
- 介護職の技能実習生の受け入れ要件、新設して間も無くの事業所でも可能へ厚労省が検討
- 技能実習生の失踪者、過去最多を更新
- アンケート結果：実習生が日本で働いて困ったこと「作業の分担に不公平があった」

## 在留資格

- デジタルノマド（リモートワーカー）に在留資格を新設へ
- 在留特別許可の判断基準を明確化へ
- 在留カードとマイナンバーカードが一体化へ。2025年度にも開始へ

## 留学生

- 留学生の専門学校への入学要件である日本語学校通学機関を厳格化
- 留学生の在籍管理が不十分な学校には留学生受け入れ停止へ

## 統計

- 外国人の生活保護受給者数、約6万5千人（2023年10月時点）
- 外国人労働者数、200万人超え（令和5年10月末時点）
- 在留資格の取り消し処分、前年より10%以上も増加（令和5年）
- 外国人の在留者数、過去最多を更新。341万人
- 不法残留者の6割以上が短期滞在からそのまま日本に居続けているケース
- 法違反で退去強制や出国命令手続きを受けた外国人は1万8198人。前年から7898人も増加。（2023年）
- 政府が目指す経済成長を達成するには、外国人材2040年に97万人不足
- 金属ケーブル強盗、1年間半で9522件。半数が外国人

## その他

- ミャンマー、徴兵制を導入
- ミャンマーの情勢不安による特別措置の在留資格を、失踪した技能実習生が悪用するケースが多発
- 不法就労助長罪が厳罰化
- 外国人が企業しやすく資本金の要件が緩和
- 入国手続きが短縮化。4月以降に本格開始。
- 永住者、納税義務を適正に守らない者は在留資格を取り消しへ
- 熊本県が、半導体関連業に従事する外国人の在留資格審査が短縮化される特区に指定
- 外国人に年金加入を徹底させる方針、厚労省
- 外国人住民への窓口対応、地方自治体の負担増。需要が国の予算をオーバーする事態に
- 法務省が来年度予算案として、外国人材受け入れ促進に昨年より68億円多く要求
- 岡山県で外国人材等支援推進条例が成立



日本の学校に通っている「留学生（在留資格「留学」）」を「インターン生」として会社に受け入れるには？

まず、「給料を支払うか？or給料を支払わないか？」が、焦点となります。

給料を支払わない場合は、そのままインターン生として受け入れてOKです。（※ただし、在留資格「留学」を保有し、現在学校に通っていることが前提です）

給料を支払う場合、次は、勤務時間が「週28時間以内か？or週28時間を超えるか？」が、焦点となります。

給料有り+週28時間以内の場合は、留学生が普通にアルバイトする場合と同様の扱いになります。

大体の留学生は、アルバイトをするために、予め出入国在留管理局（以下、「入管」）にその旨を申請（「資格外活動許可（包括的）」）し許可を得ていることが多いです。その許可を得ていることを在留カードの裏面を見て確認した上で、普通に留学生のアルバイトを雇用するのと同様に勤務させてOKです。

（※ただし、週28時間以内に収まるように。また、本人が他のアルバイトも並行して行っている場合は、そのアルバイトも含めての「合計」週28時間以内ですから、くれぐれもご注意ください）

給料有り+週28時間を超える場合。これは、大学生・大学院生だけ可能です。（※専門学校生・日本語学校生・短大生は不可）そして、あらためて予め入管にその旨を申請（「資格外活動許可（個別）」）し許可を得なければなりません。

ちなみに、留学生が日本の会社に就職するとき、「本人が学校で学んできたこと（専攻した学科や履修科目など）」と「会社で従事する業務内容」に相応の「関連性」があることが要件となります。

インターンは、「就職活動の一環」であり「職業体験することが目的」です。つまり、そのインターン生として入る会社に就職することが前提となっている。

したがって、先述のあらためて行う必要がある申請についても、そのような「関連性」があることが要件として審査されることとなります。

他に要件として、次のようなものがあります。

- ・インターンとして従事することが、本来の在留資格「留学」の活動（学校に通うこと）を妨げない
- ・その年度末で卒業予定である（大学生の場合—大学4年生 / 大学院生の場合—修士2年生・博士3年生である）
- ・卒業のために必要な単位を9割以上取得している状態である（大学生の場合）

※出入国在留管理庁HPで詳細をご確認ください

▼出典：出入国在留管理庁：インターンシップに関する在留資格等 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001401822.pdf>

▼出典：出入国在留管理庁：「留学」の在留資格に係る資格外活動許可について

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukannri07\\_00003.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukannri07_00003.html)



外国人雇用に関する  
注目ニュースやお役立ちトピックなど

初心者の方にも分かりやすく解説。



フォロワー  
4500 突破!

外国人を雇用する事業主、外国人雇用に関心がある事業主、日本在住の外国人の方々に親しんでいただいております。



<https://www.instagram.com/gaikokujinnews/>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。